



浜松市養育費取決支援金

養育費の取決めに係る公正証書作成や調停申立て等に要する費用の一部を支援します

対象者 (市内に住所を有し、以下の全てに該当する方)

- (1) 配偶者のない方で、養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方
- (2) 市税を完納している方、
又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている方
- (3) 養育費の取り決めに係る公正証書などの費用をお支払いした方
- (4) 過去にこの支援金の交付の決定を受けていない方
- (5) 過去に同一主旨の国や他の地方自治体等の助成制度による
財政的支援を受けていない、又は受ける見込みのない方

助成内容

以下を対象経費とし、限度額を上限に助成します。

- (1) 公正証書による養育費の取決めに要する公証人手数料 **【限度額43,000円】**
※強制執行認諾約款のあるものに限ります。
- (2) 家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、
戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代 **【限度額76,000円】**

※名宛人が申請者と同一名義の領収書が必要です。(2)はレシートでも可。

(1)(2)両方を併せた申請の場合、(1)は43,000円を上限とし、合計の限度額は76,000円。

申請期限

養育費の取決めが確定した日の属する月の翌月から6か月以内

※養育費の取決めに離婚前に行い、ひとり親となった(離婚した)場合でも申請期限内であれば申請できます。

お問合せ 事前にお問合せください。手続きに必要な持ち物等をご案内します。

ひとり親サポートセンター(西部支所)

浜松市中央区中央一丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎1階
TEL : 053-452-7107 (受付時間 平日9時～17時)

